

# 令和3年度 第12回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年3月4日(金) 13時00分から13時30分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (12人)

会 長	大串 俊實	副 会 長	江頭 幸典
1 番 委 員	相原 里美	2 番 委 員	小林 茂
3 番 委 員	岸川 満子	4 番 委 員	武富 直樹
5 番 委 員	大串 勲 (欠席)	6 番 委 員	百武 正博
7 番 委 員	中島 吉信	8 番 委 員	岸川 正基
9 番 委 員	百崎 浩一郎	10 番 委 員	千住 蔵男
11 番 委 員	山中 康一		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (6件)

第3 報告第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の  
取下げについて (1件)

第4 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (4件)

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

第6 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画  
の意見決定について (7件)

5. 農業委員会事務局職員

局 長	本村 健一郎
次 長	宮本 大樹
係 長	金原 広和
主 事	原田 健太郎

## 6. 会議の概要

- 次 長 只今から令和3年度第12回総会を開会いたします。
- 総会を始めますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、短時間での議案審議をお願いいたします。
- 次 長 本日の出席委員は13名中12名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。
- 議 長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議 長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項の規定に関する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 それでは、6番委員、7番委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には江北町農業委員会事務局主事を指名いたします。
- 議 長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」ですが、事前にお知らせしたとおり、報告内容について、事務局の朗読を時間短縮のために省略いたします。
- 議 長 それでは、報告第1号について質問等ある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)
- 議 長 つづきまして、日程第3、報告第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下げについて」事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、報告第2号をご覧ください。

場所は大字山口字五本黒木2957、地目は田です。面積は4891平方メートルのうち0.7平方メートル、営農型太陽光発電設置が目的です。こちらは、先月の議案2号で許可の承認をされましたが、申請者が目的としている一時転用期間10年がこの申請内容であると下りないため取り下げをして、一時転用期間10年の許可を得るための申請書類を再度作成し来月の議案にかける予定です。

説明は以上となります。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの報告第2号、事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは、日程第4、報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、報告第3号をご覧ください。

1件目は、場所は大字上小田字四本松742、地目は田です。面積は190平方メートル、農業用機械を保管するためのパイプハウス格納庫が目的です。

2件目は、場所は大字下小田字二本松箆940、地目は田です。面積は132平方メートル、農機具駐車場及び作業場建設が目的です。

3件目は、場所は大字下小田字二本松箆927-1、地目は田です。面積は140平方メートル、コンテナ事務所設置及び駐車場利用が目的です。

4件目は、場所は大字下小田字二本松箆936-1と937、地目は畑と田です。面積は畑が41平方メートル、田が126平方メートルの計167平方メートルです。農機具置場及び農業用倉庫建設が目的です。

尚、面積が2アール未満ですので、農地転用許可不要案件となっております。

議長

ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からの補足説明をお願いします。

報告第3号受付番号1を7番委員に、受付番号2・3・4を11番委員に説明をお願いいたします

7番委員

受付番号1ですが、規模拡大を行っているため、大型の農業用機械を購入されその格納するためです。隣接農地の影響はないです。

11番委員

受付番号2ですが、手狭であったための拡張です。隣接農地には影響ありません。

11番委員

受付番号3ですが、隣接農地もなく、周辺の農地への影響ありません。

1 1 番委員

受付番号4ですが、隣接農地もなく、周辺の農地への影響ありません。こちらは事後報告で顛末書提出は完了しています。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの報告第3号、事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、日程第5、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。今月の議案は1件で、有償移転の1件となっております。

議案の朗読は省略し、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議案第1号を、会長にお願いいたします。

会長

宅地に隣接している農地の購入です。地域農業に貢献されており問題ないです。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決に移らせていただきます。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議 長

つづきまして、日程第6、議案第2号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の意見決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、第2号の議案書をご覧ください

江北町長より令和4年3月7日付けで農用地利用集積計画の意見決定を求められています。

第2号議案、受付は7件でございます。公社利用での新規設定の賃貸借が5件、使用貸借1件、所有権移転が1件となっております。面積は、24,252平方メートルです。

他の議案と同様に、議案の詳細の朗読を省略させていただきます。

議長

つづきまして、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

受付番号1番と2番を、6番委員に、  
受付番号3番と4番を、副会長に、  
受付番号5番を、2番委員に、  
受付番号6番と7番を7番委員に、それぞれお願いいたします。

6番委員

受付番号1について、管理もされてあり問題ありません。

6番委員

受付番号2について、管理もされてあり問題ありません。

副会長

受付番号3について、麦を作付けされて管理も適切で問題ありません。

副会長

受付番号4について、よく保全をされておりで問題ありません。

2番委員

よく管理がいきわたっており、問題ありません。

7番委員

受付番号6について、麦を作付けされ管理も良く問題ありません。

7番委員

受付番号7について、麦を作付けされ管理も良いため問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

議 長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(意見無し)

議 長

よろしいでしょうか、それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第12回総会を閉会いたします。

13:30閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会

会 長

-----

(議事録署名人)

6番委員

-----

7番委員

-----

( 会 議 書 記 )

事務局職員

-----